

シビックプライドプレイス整備業務委託 事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、岐阜市が重点施策として取り組む「シビックプライド」の拠点となるための情報空間をみんなの森 ぎふメディアコスモスに整備するためのものです。

岐阜の地で蓄積されてきた文化的情報資源を用いて、小さな観光への誘いやまち散歩につながる拠点となり、過去・現在・未来にわたる岐阜の魅力を伝える情報集積のシンボルエリア（シビックプライドプレイス）を創出する業務を委託する事業者の選定を行います。

この実施要領は、本事業の委託事業者の選定を、プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で実施するために、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 委託業務名 | シビックプライドプレイス整備業務委託 |
| (2) 業務の内容 | 別紙（シビックプライドプレイス整備業務委託仕様書）参照 |
| (3) 委託契約期間 | 契約締結日から令和4年3月31日（木）まで |
| (4) 選定方法 | 公募型プロポーザル方式 |
| (5) 予定価格 | 20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 参加資格等

(1) 条件

プロポーザルへの参加は、次に掲げる条件を全て満たしていることが必要です。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ウ プロポーザル参加表明書等の提出期限の日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止措置を受けていないこと。

エ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置の対象となるものでないこと。

(2) スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりです。ただし、岐阜市の都合により変更する場合があります。

ア 募集期間（公告期間）

令和3年5月28日（金）～6月18日（金）

イ 質問受付

令和3年5月28日（金）～6月10日（木）

ウ 質問回答期限

令和3年6月14日（月）

エ 参加表明書の受付

令和3年5月28日（金）～6月18日（金）

オ 企画提案書の受付

令和3年5月28日（金）～6月18日（金）

カ 審査（プレゼンテーション）

令和3年6月29日（火）

キ 審査結果通知

契約候補者の選定後、速やかに応募事業者へ通知します。

ク 契約の締結

令和3年8月上旬

ケ 契約の終了日

令和4年3月31日（木）

4 提出書類等

(1) 参加表明書等の受付

参加表明書の提出をもって、この実施要領等の記載事項に同意し、参加表明があったものとみなします。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は参加辞退届出書（様式任意。代表者印及び辞退理由を記載のこと。）を持参又は郵送してください。

ア 提出書類及び提出部数

- ① 参加表明書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ② 応募事業者情報書（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・10部
- ③ 企画提案書
（様式任意 A3サイズ1枚程度※ラフスケッチ等を除く）・・10部
- ④ 実施スケジュール、実施体制（様式任意）・・・・・・・・10部
- ⑤ 経費見積書（様式3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・10部
- ⑥ 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書（様式4）・・・・・・・・1部

- ・各様式は、岐阜市のホームページにおいて入手できます。
- ・企画案の提出は、1応募事業者につき1提案までとします。
- ・岐阜市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- ・企画提案書には、提案のコンセプト、空間構成、システム構築等を明確にして記述すること。別途ラフスケッチも添付すること。
- ・経費見積書（様式3）の見積額が予定価格を上回っている場合は、受け付けません。
- ・実施体制に、応募事業者又は主な担当者がこれまで担った本業務と同種の実績（業務名、発注者、業務概要、業務期間）を記載してください。（完全一致の事例でなくとも、本事業に関連ある同種の事業。）また、協力事業者がある場合は列挙してください。

イ 提出方法

アの提出書類を、受付期間内に下記提出先に持参、または郵送（一般書留又は簡易書留）にて提出してください。なお、持参の場合は、事前に電話連絡後来館してください。（電子メールでの提出は受け付けませんので注意してください。）

ウ 提出書類の取扱い

- ① 受付期間後は、本市の同意なく提出書類に記載された内容を変更することは、認めません。
- ② 提出された書類は一切返却しません。
- ③ 企画提案書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を制作することがあります。
- ④ 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しません。
- ⑤ 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づく公開請求により公開する場合があります。
- ⑥ 提出書類の内容について、別途確認を求めることがあります。

エ アの提出書類の受付期間

令和3年5月28日（金）～6月18日（金）

※ 土、日、祝祭日を除く。

※ 受付時間：9時～17時（正午～13時を除く。）

(2) 質問受付・回答

ア 質問方法

本要領等の内容に疑義がある場合は、質問書（様式5）により電子メールで提出してください。

その際の件名は、「シビックプライドプレイス整備業務委託に関する質問」としてください。

イ 質問書の提出期間

令和3年5月28日（金）～6月10日（木）17時必着

ウ 質問の回答方法

質問に対する回答は、質問者を伏せた形で市ホームページに掲載します。ただし、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがあります。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなします。

エ 質問の回答期限

令和3年6月14日（月）

(3) 問い合わせ先及び提出先

〒500-8076 岐阜市司町40番地5

みんなの森 ぎふメディアコスモス内

ぎふメディアコスモス事業課 担当：長尾・見廣

5 契約候補者の選定方法等

(1) 契約候補者の選定

契約候補者は、次の手順により選定します。

ア 本市が設置するシビックプライドプレイス整備業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が定めた審査基準に基づき、審査委員会において、提案内容に係るプレゼンテーションを実施し、企画提案書の内容及び見積金額を評価項目ごとに採点します。

イ 審査委員会の採点した合計点数の高い順に順位を決定します。なお、同点の場合は、審査委員会の各委員の評価ごとに最も多く1位票を獲得した応募事業者を優位とします。1位票が同数の場合には、その中から2位票の多い応募事業者を優位とします。

ウ イで決定した順位が1位の応募事業者を契約候補者、2位の応募事業者を次点契約候補者として選定します。

エ 契約候補者選定後、本市と契約候補者は、仕様書等の内容を協議し、業務内容を確定した上で、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）その他法令等の定めるところにより契約を締結する予定です。

ただし、契約候補者が決まった後に、当該契約候補者に本プロポーザルにおいて失格事項又は不正と認められる行為が判明したこと等により、契約締結が不調となった場合は、次点契約候補者と契約締結の交渉をします。

(2) 審査（プレゼンテーション）の開催日程

審査（プレゼンテーション）は、次のとおり開催します。

ア 開催日時

令和3年6月29日（火）

※時間は応募事業者に別途連絡します。

イ 開催場所

みんなの森 ぎふメディアコスモス内（予定）

岐阜市司町40番地5

※詳細は応募事業者に別途連絡します。

ウ 開催内容

- ① 持ち時間は、企画提案説明15分、質疑応答10分とします。
- ② 出席者は業務従事者を含む3名以内とします。
- ③ プレゼンテーションの実施順序は、参加表明書の提出順とします。
- ④ プレゼンテーションの実施にあたり使用する備品等はすべて応募事業者で用意することとし、当該備品等については、事前に報告してください。
なお、プロジェクター、スクリーン及びコンセント1か所については、本市で用意します。パソコンは応募事業者側で用意してください。
- ⑤ 詳細は応募事業者に別途連絡します。

(3) 審査委員会の運営

- ア 審査委員会は、審査委員会委員 5 名により組織されます。
- イ 審査委員会の審査は、非公開で行います。

(4) 審査基準

- ア 「全体の評価」、「コンテンツ開発力」及び「付加提案」の評価点は、次のとおり 4 段階評価とし、それらの評価点に各評価項目の換算値を乗じて得た得点を合計して採点します。

優れている	5 点
やや優れている	3 点
普通	1 点
劣っている	0 点

- イ 「価格点」の算出式は、次のとおりとします。

$$\text{価格点} = 50 \times \left(\frac{\text{予定価格} - \text{見積金額}}{\text{予定価格}} \right)$$

評価項目	評価細項目	評価点	換算値	配点
全体の評価	コンセプトは一貫しており、魅力ある情報空間になっているか。	5	× 2.0	10
	まちとのつながりを感じさせる開放的な情報空間になっているか。	5	× 2.0	10
	本業務の意図に対する的確な理解・知識が十分にあるか。	5	× 2.0	10
	業務を遂行する作業チームの配置、業務スケジュール、バックアップ体制は適切であるか。	5	× 1.0	5
コンテンツ開発力	利用者にわかりやすく、操作しやすい画面構成に配慮されたものになっているか。	5	× 2.0	10
	各コンテンツは、市民参画を促しやすい内容となっているか。	5	× 2.0	10
	本業務の意図に即した内容となっているか。	5	× 2.0	10
	各コンテンツのデザイン性は高く、全体が建築空間と有機的に調和しているか。	5	× 2.0	10
付加提案	上記の評価細項目以外に、本業務遂行に有効な付加提案がなされているか。	5	× 3.0	15
価格点	基準額（予定価格）に対し妥当であるか。 50 × ((予定価格 - 見積金額) / 予定価格) ※小数点第2位以下は切り捨てる。 価格点の上限は10点とする。	/	/	10

合計 100点

ウ「基準点」は、（審査委員会委員数×100点）の60%以上とします。

(5) 応募事業者が1者の場合等の取扱い

ア 応募事業者が1者のみの場合も審査を行います。審査を行った結果、基準点を満たす場合は、当該応募事業者を契約候補者とします。

イ アで基準点を満たさない場合、基準点を満たす応募事業者が1者もない場合又は応募事業者がない場合は、再度募集を実施します。

(6) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、速やかに応募事業者宛て文書にて通知します。なお、電話等による問合せには応じません。

イ 審査結果は、市ホームページで公表します。なお、審査結果において、優先交渉先については応募事業者名と評価項目ごとの点数及び合計点数を明らかにし、他の応募事業者については匿名で合計点及び評価項目ごとの点数を公表します。

ウ 各審査委員の審査結果に対する異議は、一切受け付けません。

6 プロポーザル参加に関する留意事項

(1) 失格事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ウ 本実施要領に違反すると認められた場合

エ その他、担当者が指示した事項に違反した場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法律等に基づいて保護される第三者の権利の行使の対象となる事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた損害に係る責任は、全て応募事業者が負うものとします。

また、契約の締結後は、応募事業者から提出された企画提案内容（デザイン案含む。）に係る権利は岐阜市に帰属するものとし、その内容に関する岐阜市の事業に対して、異議を申し立てること等はできません。

(3) 提出書類の返却

採用の有無にかかわらず、提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 辞退

参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意）を提出してください。

(5) 費用負担

プロポーザルへの参加に要する費用等は、応募事業者の負担とします。

(6) その他

ア 応募事業者は、プロポーザル参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。

イ 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づく公開請求の対象となります。そのため、公開されることにより応募事業者が不利益を被るおそれのある情報が含まれないように注意してください。

ウ 提出書類は、必要に応じて複製を作成することがあります。

7 事務局

〒500-8076 岐阜市司町40番地5

みんなの森 ぎふメディアコスモス内

ぎふメディアコスモス事業課

担当：長尾・見廣

TEL：058-265-4101 FAX：058-265-4121

電子メールアドレス：g-mediacosmos@city.gifu.gifu.jp